

第4回南三陸町庁舎建設検討委員会 会議録（抄録）

日時：平成18年9月7日（木）午後1時30分から
場所：南三陸町役場防災対策庁舎1階 多目的ホールB
出席者：委員11名（欠席委員2名）、事務局3名
傍聴者：一般0名、報道関係4名
会議資料：別紙のとおり
概要

1 開会（午後1時30分）

委員出席が定足数に達したことを確認後、開会。

2 あいさつ

千葉澄郎会長からあいさつ。
以下、千葉会長を議長として進行。

3 議題

協議事項

南三陸町庁舎建設検討委員会報告書（案）について

（事務局）

- ・本日配布している資料が、報告書の成案になる。前回（第3回）口頭で確認した内容を文言整理して文章化したもの。
- ・各委員には素案として8月28日（月）にあらかじめ送付、9月1日（金）まで意見を求めた。寄せられた意見を踏まえ、文言や数値の訂正箇所が若干あるが、ほぼ素案のとおりとして成案をまとめている。内容には手を加えていない。

【質疑・意見等】

（委員）

- ・今回の報告書の内容、始まる前からわかっていたことではないのか。旧歌津町民からは合併してよかったとする声が聞こえてこない。結局、合併時に「できない約束」をして合併したということであり、納得できない。どう責任をとるのか。

（事務局）

- ・合併協議会において合意した内容としての約束事は、「庁舎の建設について新町において検討する」こと。今回の検討委員会の報告は、検討すべきこととして報告をまとめた、ということで御理解いただきたい。

（委員）

- ・この委員会の責務は、合併協議での検討を踏まえ、庁舎建設の可否を含めて検討すること。合併協議そのものとは別の次元で議論を進めるべきであり、合併協議自体を持ち出すのはいかなものか。

（委員）

・委員から事前に寄せられた意見は何件あったのか。

(事務局)

・会長からの1件のみ。

(委員)

・前回会議資料で配布された住民意向調査結果の中で、県合同庁舎の利活用に関する意見が出ている。合同庁舎を利活用するという文言を入れられないのか。住民の中にはある種の期待感がある。この結論では、町民から「ちゃんと検討したのか」と言われるのではないか。

(事務局)

・県合同庁舎の件は、前回会議でも話題になった。現状では県の地方機関に関する方針が未確定であり、踏み込んだ書き方とすべきでないとする意見でまとまった。踏み込まずにあえてぼかしている部分ではある。

(委員)

・確かに、この報告書に合同庁舎云々、という文言を入れるのは難しいように思う。合同庁舎への移転を前提として固めてしまうと、合同庁舎へ移転できなくなった場合に手詰まるのではないか。結論としてぼかしているその意図はよく理解できる。

これまでの議論や住民意見が踏まえられており、結論として異議はないもの。

(事務局)

・合同庁舎の利活用という思惑は、結論の「しかしながら」以降に込めている。御理解いただければ。

(委員)

・大多数の町民が、庁舎問題とからめて県合同庁舎のことを意識していると思う。はっきり言えないのは分かるが、何らかの形でそれとわかるようなかみくだいた表現としたほうが、町民から見てわかりやすいのではないか。

(事務局)

・現在までのところ、県としては表向きの方針は出ていない状況。その中で、合同庁舎を利活用したいという思惑だけで、公式の文書に文言を入れ込むのは少々無理があるのではないかと考えている。県側での考え方がまとまらない段階では、表現・文言としては入れにくい。

(委員)

・報告書の表現としてはこのままでよいと思う。合同庁舎の件、相手の方針が固まらないものを入れるのは難しいように思う。委員会としては、町民にいらぬ期待感を抱かせるような書き方は難しいのではないか。

(委員)

・町民からは、県合同庁舎の組織が縮小している現状から、その利活用を町から県に打診しては？という声もある。町民の声に応える意味でも、なんとかできないだろうか。

(委員)

・合同庁舎の件、ちらっとでもいえないのか。入れたほうが良いと思う。

(事務局)

・報告書の「参考」3ページに住民意向調査の設問項目を載せているが、これをみていた

だいて分かるとおり、直接合同庁舎の件については訊ねていない。回答した町民の思惑として、合同庁舎の件が出てきたものと認識している。

(委員)

- ・書きたいが、事情を踏まえると欠けない部分もあるということで御理解願いたい。

(委員)

- ・庁舎建設は無理である、ということで結論づけており、結論としてはよいと思う。
「今後10年以内」という文言が入っていることで、その間、合同庁舎の利活用も含む状況の好転を期待するもの。原案のままでよいと思う。

(委員)

- ・住民意向調査の結果は公開するのか。

(事務局)

- ・広報誌及び町ホームページにて公表する予定。

(会長)

- ・質疑が終わったので、異議がなければ、原案どおり報告書の内容を確定してよいか。
異議なし。報告書内容を原案どおりで確定。
- ・報告書の内容が確定したので、これを町長に提出したい。会長・副会長が代表して対応するか、あるいは委員全員で対応するか。
会長・副会長に一任の声あり。会長・副会長で対応することに決定。

4 その他

(事務局)

- ・委員の任期は来年2月までとなっているが、さきほど報告書の内容が確定したので、これで委員会としての検討を終了としたい。
- ・会議終了後、委員会を代表して会長と副会長から町長あて報告書を提出していただく。
- ・提出後、報告書の内容は町広報誌・町ホームページにて公開する予定。

5 閉会 (午後2時5分)